

特別管理産業廃棄物処理計画作成（変更）報告書

2023年 5月 18日

（宛先）
埼玉県 北部環境管理事務所長 殿

報告者 住 所 埼玉県熊谷市三ヶ尻 5200番地
氏 名 株式会社プロテリアル 熊谷事業所
事業所所長 城戸 克典
電話番号 048-531-1060

年度の特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成（変更）したので、埼玉県生活環境保全条例

第20条第2項前段（後段）の規定により、次のとおり報告します。

事業場の名称	株式会社プロテリアル 熊谷事業所
事業場の所在地	埼玉県熊谷市三ヶ尻 5200番地
計画期間	令和5年4月1日～令和6年3月31日
変更の概要	

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

1 事業の種類	2999 電気器具製造業
2 事業の規模	23,933 百万円（熊谷磁材工場 令和4年度製品出荷額）
3 従業員数	955人（令和5年3月31日時点）
④ 特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	別紙のとおり（図1.特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程） 廃油、廃(強)酸、廃(強)アルカリ、PCB、特管汚泥：委託処理業にて処理



特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

別紙参照 図2. 熊谷事業所 特別管理産業廃棄物管理体制

特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

		【前年度（令和4年度）実績】		
1 現状	(これまでに実施した取組) 使用量の適正管理	特別管理産業廃棄物の種類	燃えやすい廃油	廃酸・廃アルカリ
		排 出 量	2.02 t	0.02 t
② 計画	(今後実施する予定の取組) 使用量の適正管理	【目標】		
		特別管理産業廃棄物の種類	燃えやすい廃油	廃酸・廃アルカリ
		排 出 量	3.0 t	0.0 t

特別管理産業廃棄物の分別に関する事項

① 現状	(分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 置場表示等、保管場所の管理
② 計画	(今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 置場表示等、保管場所の管理

(第3面)

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項

① 現状	【前年度（ 年度）実績】
------	--------------

		特別管理産業廃棄物の種類		
		自ら再生利用を行った特別管理産業廃棄物の量	t	t
(これまでに実施した取組)				
(目標)				
		特別管理産業廃棄物の種類		
2	計画	自ら再生利用を行う特別管理産業廃棄物の量	t	t
(今後実施する予定の取組)				
自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項				
		【前年度(年度) 実績】		
		特別管理産業廃棄物の種類		
1	現状	自ら熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量	t	t
		自ら中間処理により減量した特別管理産業廃棄物の量	t	t
(これまでに実施した取組)				
(目標)				
		特別管理産業廃棄物の種類		
2	計画	自ら熱回収を行う特別管理産業廃棄物の量	t	t
		自ら中間処理により減量する特別管理産業廃棄物の量	t	t
(今後実施する予定の取組)				

(第4面)

	特別管理産業廃棄物の種類	
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った特別	

	管理産業廃棄物の量		
(これまでに実施した取組)			
	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
② 計画	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う特別管理産業廃棄物の量	t	t
(今後実施する予定の取組)			

特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項

1 現状	【前年度（令和4年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	燃えやすい廃油	廃酸・廃アルカリ
	全処理委託量	2.02 t	0.02 t
	優良認定処理業者への処理委託量	t	0.02 t
	再生利用業者への処理委託量	2.02 t	0.02 t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t
(これまでに実施した取組) マニュフェスト管理、処理状況の確認			

(第5面)

	② 計画	【目標】		
		特別管理産業廃棄物の種類	燃えやすい廃油	廃酸・廃アルカリ
		全処理委託量	3 t	0 t
		優良認定処理業者への処理委託量	t	t

	再生利用業者への処理委託量	3 t	0 t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t
(今後実施する予定の取組) マニュフェスト管理、処理状況の確認			
※事務処理欄			

備考

- 1 「変更の概要」の欄は、変更の報告の場合に記載することとし、その記載に当たっては、変更した部分について変更前及び変更後の内容の概要を対照させること。
- 2 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記載すること。
 - (1) ①欄には、日本標準産業分類の区分を記載すること。
 - (2) ②欄には、製造業における製造品出荷額（前年度実績）、建設業における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関における病床数（前年度末時点）等、業種に応じて事業規模が分かるような前年度の実績を記載すること。
 - (3) ④欄には、当該事業場において生ずる特別管理産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記載すること。
- 3 「自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量及び、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記載すること。
- 4 「特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記載するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、再生利用業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の4の2第1項の認定を受けた者）への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記載すること。
- 5 それぞれの欄に記載すべき事項の全てを記載することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記載し、当該欄に記載すべき内容を記載した別紙を添付すること。また、特別管理産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記載し、当該欄に記載すべき内容を記載した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記載すべき事項がないときは、「一」を記載すること。
- 6 ※欄印の欄には、記載しないこと。
- 7 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

図1. 特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程

【熊谷事業所】

- | | |
|----|--------------------|
| 廃油 | ① 委託処分業者にて、油水分離・焼却 |
| 廃酸 | ① 委託処分業者にて、中和・脱水 |

別紙 図2. 熊谷事業所 産業廃棄物管理体制

